

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から同年 10 月まで

私は、有限会社Aを退社してから、B市C区役所又はD市役所のどちらかで国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も窓口で納付した記憶がある。

この度、年金事務所の調査で、昭和 50 年 3 月の国民年金保険料が納付されていることが確認されたが、未加入期間のため、保険料を還付すると言われたことに納得がいかない。

また、私が持っている年金手帳では、申立期間は国民年金の加入期間となっており、昭和 50 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料も納付したはずなので、申立期間を国民年金の加入期間及び保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の居住地がB市又はD市のどちらかであるとしているが、国民年金被保険者台帳及びB市の被保険者台帳管理簿の記録から、申立人が申立期間に居住していたのはB市C区であったと考えられる。

オンライン記録によると、申立人は、昭和 49 年 6 月 17 日に国民年金被保険者資格を喪失し、54 年 9 月 11 日に同資格を再取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間とされている一方、国民年金被保険者台帳、B市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収納一覧表によると、申立期間のうち、50 年 3 月の国民年金保険料は納付済みとされており、当該保険料が還付された形跡も無いことから、同年 3 月を国民年金の加入期間とし、保険料の納付済期間とすることが相当である。

一方、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 10 月までの期間について、申立人が当該期間の国民年金保険料を B 市で継続して納付していた場合には、同年 3 月と同様に、同市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収納一覧表に保険料を納付した旨記録されるものと考えられるが、当該期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、B 市 C 区役所は、昭和 44 年以降は、毎年 4 月に当該年度分の国民年金納付書を被保険者に発行しているが、国民年金被保険者台帳及び B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立人に昭和 50 年度分の納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人が昭和 50 年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が所持している年金手帳をみると、申立期間を含む昭和 50 年 3 月 21 日から同年 11 月 25 日までの期間が国民年金の加入期間とされている旨の記載が確認できる。

上記年金手帳上、申立期間が国民年金の加入期間とされた経緯等は、必ずしも明らかではないものの、同手帳の記載状況等から判断すると、当初は、昭和 47 年 10 月 4 日から 50 年 11 月 25 日までが国民年金の加入期間とされていたが、申立人が 54 年 9 月に有限会社 E を退社し国民年金被保険者資格を再取得した時点で、有限会社 A に勤務した 49 年 6 月 17 日から 50 年 3 月 21 日までの期間、及び F 株式会社に勤務した同年 11 月 25 日から 51 年 1 月 18 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が判明したことから、両事業所における加入期間の間にある申立期間を国民年金に加入すべき期間として、同手帳の記載を訂正したものと推測される。

しかしながら、上記のとおり、国民年金被保険者台帳及び B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることを踏まえると、上記年金手帳上、申立期間が国民年金の加入期間とされていることのみをもって、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料を納付していたとは判断し難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 57 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 57 年 3 月まで

私は、国民年金被保険者期間のうち、昭和 56 年 1 月から平成元年 9 月までの期間は農業者年金に加入しており、付加保険料も納付していたが、昭和 56 年 7 月から 57 年 3 月までの期間は定額保険料のみの納付記録となっており、付加保険料の納付記録が確認できないことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、関係機関の回答により、昭和 56 年 1 月 10 日から平成元年 10 月 1 日までの期間、農業者年金に加入しており、申立期間は同年金の被保険者であったことが確認できる。

また、A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿により、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和 40 年 1 月から同資格を喪失した平成元年 9 月までの国民年金被保険者期間において、国民年金保険料を全て納付しており、その納付意識の高さがうかがわれ、農業者年金加入により納付することとされている付加保険料についても、農業者年金加入期間は、申立期間を除き全て納付している上、申立期間は 9 か月と短期間である。

さらに、上記の国民年金被保険者名簿において、申立人の農業者年金加入に伴い、昭和 56 年 10 月 8 日に、同年 1 月から同年 3 月までの期間及び申立期間を含む同年 4 月から 57 年 3 月までの期間に係る付加保険料納付書が発行されたことがうかがえる記載が確認でき、納付意識の高い申立人が、申立期間の前後の付加保険料を納付しながら、申立期間の付加保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年12月から53年3月まで
私が二十歳になった頃、父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も父が納付していたと聞いているが、申立期間は未納の記録となっており、納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者期間の国民年金保険料は、申立期間を除き、全て納付済みである上、申立期間は4か月と短期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年3月12日にA町（現在は、B町）において払い出されている上、その手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得年月日から判断して、申立人の父は、54年2月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、当該手続を行ったと推認できる時点において、申立期間の保険料は、過年度納付が可能である。

さらに、A町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金への加入手続が行われた昭和53年度分の国民年金保険料は、昭和54年3月26日に現年度保険料として一括して納付されていることが確認でき、当該納付時点においても申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

加えて、B町を管轄するC年金事務所では、申立期間当時、各市町村役場窓口で過年度保険料の納付書を備え置き、過年度保険料の納付促進に努めていたとしていることから、A町を通じて過年度納付が可能な申立期間の保険料に係る納付書が発行されたものと考えられ、申立人の国民年金へ

の加入手続を行い、当該手続を行った年度分の保険料を一括して納付している父親が、申立期間の過年度保険料に係る納付書の発行を受けながら、納付可能な申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から42年1月まで

私の夫は、以前、A町役場に勤務していた時に、私の国民年金に未納が無いが国民年金の担当者に聞いたところ、未納は無いと言われた。

しかし、年金記録を確認したところ、申立期間が未納となっているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間(460か月)に未納は無い。

また、オンライン記録を見ると、申立期間後の昭和42年3月の国民年金保険料は、B町及びA町が保管する国民年金被保険者名簿(紙名簿)の記録により、平成23年11月14日付けで納付済みに記録訂正されていることから、社会保険事務所(当時)の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和54年3月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月1日から同年9月5日まで
② 昭和53年8月25日から54年3月30日まで

育英奨学生として、A事業所に勤務した昭和52年4月から54年3月までの期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、給与から厚生年金保険料が控除されている給料支払明細書を所持しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B育英奨学会の回答、同僚の証言及び申立人の所持する給料支払明細書から、申立人は、申立期間において、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

申立期間②について、申立人の所持する給料支払明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとな

る。

したがって、申立期間②の標準報酬月額、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は所在が不明であり、これを確認することはできないが、申立期間②に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和53年8月25日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から54年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人が所持する給料支払明細書から、厚生年金保険料と健康保険料の合算額（以下「控除保険料」という。）として1,500円が控除されていることが確認できる。

しかし、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記のとおり、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人が所持する給料支払明細書により、総支給額に見合う標準報酬月額については、6万円から6万8,000円であることが確認できる一方、控除保険料1,500円から算出される報酬月額は1万7,751円となり、申立期間①当時の標準報酬月額表における最低額である3万円に見合う額とは言い難い上、この最低額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合算額は2,535円となり、控除保険料と比較すると、相当程度の差が認められることから判断すると、申立期間①当時の給料支給明細書における控除保険料1,500円の記載をもって、申立期間①当時の標準報酬月額表における最低額である3万円に基づく厚生年金保険料等の控除があったとは判断し難い。

また、申立期間当時の事業主は所在が不明であり、当時の厚生年金保険の取扱い等について、確認することができない。

さらに、当該事業所において、申立期間同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚から、当時の給料支払明細書を入手することができず、厚生年金保険料の控除方法等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年10月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月1日から7年7月31日まで
② 平成7年7月31日から同年10月1日まで

私は、昭和62年12月から平成12年7月まで、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務していたにもかかわらず、6年10月から7年6月までの標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額より低くなっている上、同年7月から同年9月までの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②当時、A株式会社の厚生年金保険被保険者であったところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年8月21日（当初）より後の同年10月5日に、申立人が同社において同年7月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理及び同年10月1日の標準報酬月額の定時決定の取消処理が行われたことが確認できる上、同僚79人についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社は、商業登記簿謄本によれば、申立期間②当時も法人格を有しており、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において、同社

が適用事業所でなくなったとする処理、上記の資格喪失処理及び標準報酬月額取消処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA株式会社における資格喪失日は、同年10月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における取消前のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額より低くなっていることに納得できないとしているが、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主に照会しても回答が得られないことから、申立人の申立期間①当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、同僚が所持する申立期間①当時の給与明細書によれば、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人の厚生年金保険料についても同様の取扱いが行われていたものと考えられる。

さらに、申立期間①に係る標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な事務処理は見受けられない上、ほかに申立人が申立期間①にその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②のうち、平成5年2月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、5年2月から同年9月までは17万円、同年10月から6年9月までは16万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成6年10月1日から7年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年10月1日まで
② 平成5年2月1日から7年9月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A株式会社に勤務していた平成3年3月1日から9年10月21日まで期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。

給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書により、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与が支給されていること、及びオンライン記録上の標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、当該期間に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②のうち、平成5年2月1日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、5年2月から同年9月までは17万円、同年10月から6年9月までは16万円と記録されていたところ、同年4月20日及び同年4月21日付けで、10万4,000円に遡って減額訂正されている上、同社において厚生年金保険の被保険者となっている多数の者についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A株式会社が加入しているB健康保険組合の記録では、申立人の標準報酬月額は、平成5年2月から同年9月までは17万円、同年10月から6年9月までは16万円となっており、当該記録は訂正前のオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間当時の標準報酬月額の取扱いについて、A株式会社は、資料を既に処分しているほか、当時の事務担当者も既に死亡していることから不明であるとしているが、当委員会のほかに、本件と同様の

申立事案として、年金記録確認C地方第三者委員会に同社に係る事案が申し立てられているところ、当該事案の調査に対し、当時の事業主は、上記の平成6年4月20日付け及び同年4月21日付けの訂正処理について、6年頃、厚生年金保険料を滞納していたことから、社会保険事務所の担当職員に相談し、助言を受けて手続を行ったと証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間②のうち、平成5年2月1日から6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、5年2月から同年9月までを17万円に、同年10月から6年9月までを16万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間②のうち、平成6年10月1日から7年9月1日までの期間について、上記の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）において、申立人の標準報酬月額は10万4,000円と記録されているところ、この定時決定の記録については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であることを理由とする記録訂正は認め難い。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書により、当該期間において、申立期間①と同様、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与が支給されていること、及びオンライン記録上の標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

したがって、特例法に基づき、申立人から提出された給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間の標準報酬月額について、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和45年9月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月18日から46年10月1日まで
年金記録を確認したところ、A株式会社B支店から同社C支店に異動になった時期の厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された人事記録及びD健康保険組合から提出された健康保険被保険者名簿から、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和45年9月18日にA株式会社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和46年10月のオンライン記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得の届出に誤りがあったことを認めていることから、事業主が昭和46年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る45年9

月から 46 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

私は、申立期間当時は大学生で、家からの仕送りとアルバイト代で生活していた。家賃や光熱費を支払った残金を国民年金保険料に回す形で、納付期限に遅れながらもきちんと納付していたと思う。

領収証などは保管していないが、加入期間のうち申立期間の1か月だけ納付していないのは不自然で納得がいかないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然であると主張しているが、申立期間の保険料を納付した時期、場所、金額等の記憶が定かではない上、当時は、両親や姉と離れて生活を営んでいた時期で、保険料の納付手続は一人で行っていたと述べており、申立人以外の者からの証言も得られないことから、保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は、A市の国民年金に係る申立人の電算記録でも未納期間とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間当時は、既に基礎年金番号制度が導入され、同番号に基づく電算による制度横断的な被保険者資格の管理が行われており、年金記録事務における処理の機械化が図られていたことを踏まえると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月

私が会社を退職した際に、母親が国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしてくれた。年金手帳とともに領収書を保管しているので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたとして領収書を提出しているところ、当該領収書は、A 町長が発行した「昭和 52 年度国民年金保険料納入通知書兼領収書」であることは認められるものの、金融機関の領収印欄が切り取られている上、一部破損しているため、被保険者氏名及び手帳記号番号等が確認できないことから、申立人に対して発行されたものとは判断し難い。

また、申立人の年金手帳をみると、4 期 1 年分に係る金融機関の領収日付印欄のみを切り取った紙片が貼付されているところ、当該紙片は、印刷された国民年金保険料額から昭和 52 年度に係る領収書の一部であることは認められるものの、被保険者氏名及び手帳記号番号が確認できないことから、申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことを示す資料とは判断し難い。

さらに、A 町では、申立期間当時、納入通知書兼領収書は、年度当初に被保険者であった者に対し、4 期 1 年分を発行する取扱いであったことから、昭和 52 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した申立人に対し、4 期 1 年分の納入通知書兼領収書を発行することはあり得ず、また、申立人の年金手帳に貼付された紙片において確認できる金融機関の領収年月日は、申立人の妻に係る国民年金被保険者名簿で確認できる同年 4 月から 53 年 3

月までの納付記録における検認年月日とほぼ一致しており、当該紙片は、申立人の妻に係るものとみるのが妥当と思われる旨回答している。

加えて、申立人自身は加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで
② 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 6 月 10 日まで
③ 昭和 48 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日まで
④ 昭和 48 年 7 月 1 日から 53 年 4 月 26 日まで

申立期間①について、A 県 B 市にあった C 事業所に勤務した。

申立期間②及び③について、D 株式会社（現在は、E 株式会社）における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 44 年 6 月 10 日から 48 年 6 月 25 日までとなっているが、実際には 44 年 5 月から 48 年 6 月 30 日まで勤務した。

申立期間④について、昭和 48 年 7 月 1 日に転居し、F 市にあった G 事業所に勤務していた。

各申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていないので加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び適用事業所名簿によると、申立期間①当時、A 県 B 市に所在した C 事業所と同じ名称の厚生年金保険の適用事業所としては、二つの事業所が確認できるところ、両事業所の事業内容等から判断すると、いずれも申立てに係る事業所ではないことが確認できる。

また、申立人から聴取しても、C 事業所の事業主や同僚の名前は不明であるほか、管轄法務局や複数の関係団体に照会したが、申立人が勤務したとする C 事業所を特定することができず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

申立期間②及び③について、E 株式会社及び H 健康保険組合から「関係書類の保存期間を過ぎているので、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料

の控除の確認はできない。」との回答があった。

また、申立人の I 企業年金基金における加入記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）における加入記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の D 株式会社での資格取得年月日の記録はオンライン記録と一致していることが確認できる上、上記払出簿に記載のある複数の者の資格取得日はオンライン記録と一致している。

加えて、申立人の雇用保険の記録もオンライン記録と一致している上、申立人が名前を挙げた複数の同僚の雇用保険の記録もオンライン記録と合致していることが確認できる。

申立期間④について、申立人が勤務したとする G 事業所の所在地の管轄している関係機関からの回答により、G 事業所が個人経営であり、申立期間④当時、営業していたことが確認でき、申立人の説明と一致することから、申立人が G 事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、G 事業所に類似する名称で、申立期間④において厚生年金保険の適用を受けていた事業所は見当たらない。

また、G 事業所に係る土地及び建物の登記事項全部証明書から、事業主であった者及び管理者であった者は既に死亡していることが確認でき、その家族の所在も不明であることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について確認することができなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間④のうち、昭和 48 年 8 月 10 日以降の期間は、国民年金の被保険者となっているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、53 年 5 月 22 日に払い出されていることが確認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続きを行い、遡及して被保険者資格を取得したことが推認できることから判断すると、申立期間④が厚生年金保険の被保険者期間であったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 7 日から 50 年 5 月 1 日まで
申立期間の前に勤務していた会社を退職した直後の昭和 49 年 4 月 7 日に株式会社Aに入社し、51 年 9 月末まで勤務した。入社後すぐに給料から厚生年金保険料等の社会保険料が控除され、健康保険証も会社から受け取った記憶があるが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書等はないが、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの複数の同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、株式会社Aは、昭和 50 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当時の株式会社Aの代表取締役及び同僚 6 人全員が、申立人と同様に昭和 50 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当時の株式会社Aの代表取締役は、同社は既に解散しており、関係資料はないが、同社設立後しばらくの間は厚生年金保険の適用事業所にはなっておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと回答している。

加えて、申立人は、厚生年金保険料等と一緒に雇用保険料も控除されていたと主張しているところ、雇用保険の加入記録が確認できる申立人及び同僚 5 人は、株式会社Aにおいていずれも昭和 50 年 4 月 1 日に雇用保険

被保険者資格を取得していることが確認でき、これら6人に係る厚生年金保険の資格取得時期とおおむね符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。